

「小樽市浄化槽に関する条例の一部を改正する条例(原案の概要)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

- | | |
|----------------------|----|
| 1 意見等の提出者数 | 1人 |
| 2 意見等の件数 | 1件 |
| 3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 | 0件 |
| 4 意見等の概要及び市の考え方 | |

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	<p>浄化槽管理士に対する研修は、登録有効期間(3年)内に1回以上ではなく、毎年1回以上にした方が良いように思う。改正の趣旨にある浄化槽処理能力向上・コンパクト化技術の高度化の進展による改正の要請ならば、その進展速度に対して3年間は長く、高度化に追い付けないと考えられる。従って、毎年の知識・技術習得を必要とする可能性が高いと思う。</p>	<p>現在の状況では、登録の有効期間(3年)ごとに1回以上研修を受けることにより、浄化槽の維持管理が適正に行えるものと考えているため、素案のとおりいたします。</p> <p>なお、処理性能の向上及びコンパクト化に伴う技術の高度化の進展を見極め、新たな知識や技術の習得が必要となった際には、さらに研修を受けるよう周知するなどして対応して行きたいと考えております。</p>